

第4 具体的な対策の考え方

1 農耕地での対策

【出沒発生前】

<p>1 被害未然防止対策に関する農家への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘因物の管理 ・農耕地周辺の刈払い ・電気柵の適切な設置及び維持管理 	<p>2 被害発生時に備えた農家からの連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の整備 ・通報時の聞き取り内容の事前周知 	<p>3 被害発生時に備えた関係機関との体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の整備 ・協力が必要な場合の依頼事項の事前周知
---	--	--

【出沒確認時の対策】



【捕獲対応】

- ・鳥獣捕獲許可の取得
- ・農耕地の被害状況の確認
- ・ヒグマの痕跡調査
- ・捕獲手法の選択

【再出沒対策】

- ・移動経路の確認
- ・移動経路の刈払い
- ・誘因物の有無の確認
- ・電気柵の点検、増設

《参考》

○エゾシカくくりわなへの錯誤捕獲時の対応

エゾシカを捕獲するために設置したくくりわなに、ヒグマが錯誤捕獲されることがあります。

くくりわなに錯誤捕獲されたヒグマは興奮し、近づくと攻撃してくる可能性が高いため、くくりわなを外すことが困難な状況であることが多いです。

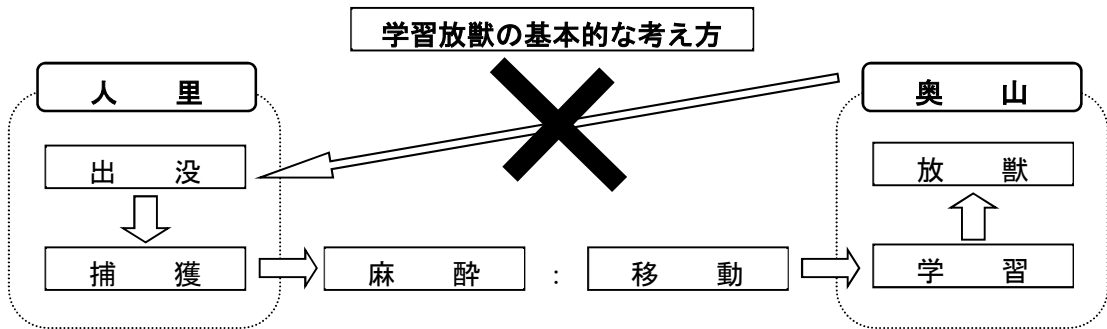
錯誤捕獲を確認した際は、人身事故が発生しないよう不用意に近づかず、関係する市町村や（総合）振興局、警察において適切な対応を検討してください。

また、周囲に設置しているくくりわなを撤去するなど再発防止対策に努めてください。

本州の事例

○学習放獣

本州に生息しているツキノワグマについては、ヒグマと異なり生息数が少ないと考えられる地域では、被害を発生させ、人家近くに出没して捕獲された場合、人里へ現れることへの恐ろしさを植え付けた上で、人里離れた「奥山」への移動放獣を行うことにより、ツキノワグマの保護と被害の再発防止を図ろうとする事例があります。



※捕獲には有害鳥獣駆除の許可が必要。 ※麻酔の使用には環境省による許可が必要。

※学習はクマ撃退スプレーの噴射や放獣の際の威嚇弾による追払いが行われます。

【課題】

クマ類の学習放獣に関しては次のような課題、問題点が指摘されています。

- a 再出没、農作物や人身被害をもたらすおそれがあるクマを放獣することへの地域住民の反対（合意形成困難）
- b 放獣地の確保と地権者の合意取り付けが困難
- c 放獣しても元の出没近くへの回帰率が高い
- d 麻酔薬の取扱をふくめ作業を実施する専門家の確保が困難である
- e 捕殺処分と学習放獣の判断基準が明確でない
- f 個体の移動はクマ地域個体群に動物社会的あるいは遺伝的攪乱をもたらすおそれがある。

※環境省：クマ類出没対応マニュアル：クマが山から下りてくる（学習放獣について）より抜粋

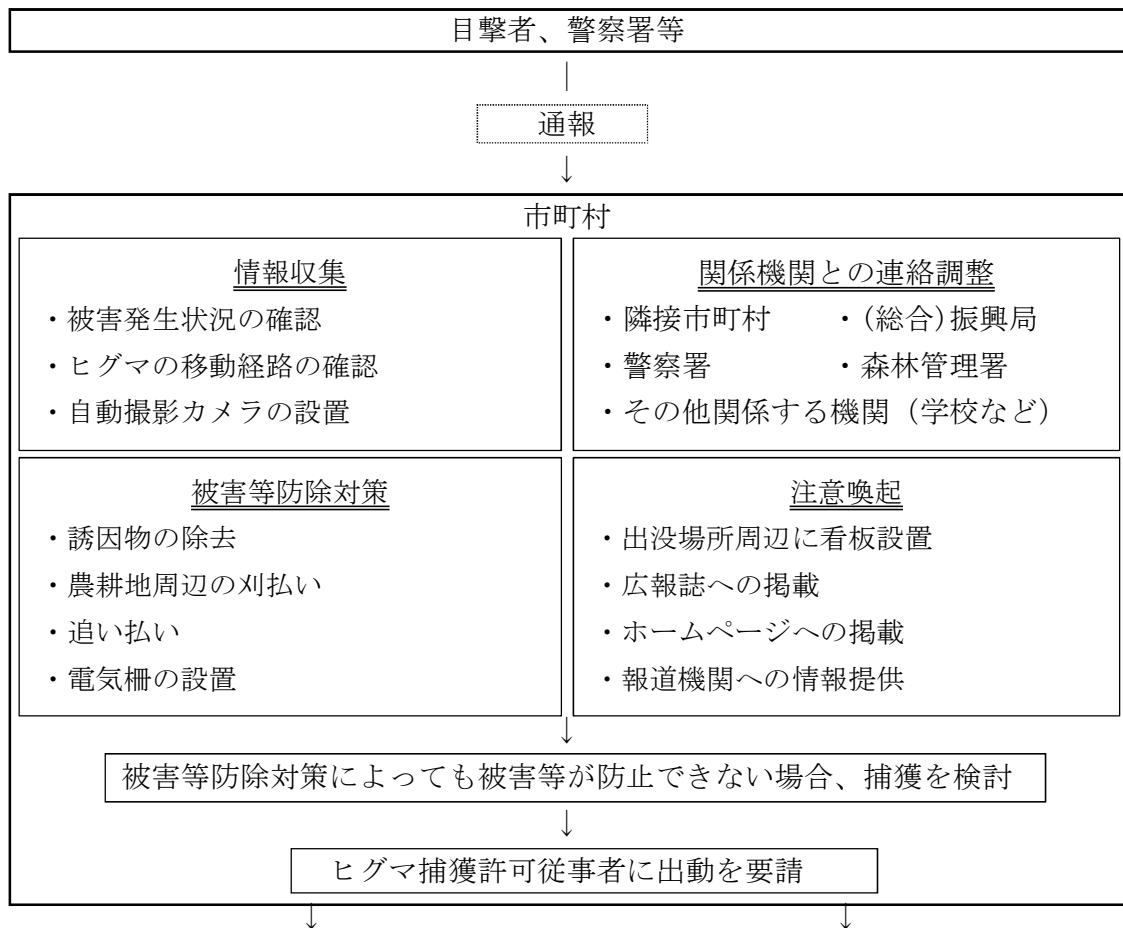
※他県の調査によれば、回帰率は20～40％程度と推定されます。回帰率が高く効果が低いことから学習放獣を中止した県も見られています。

2 市街地周辺での対策

【出沒発生前】

<p>1 被害未然防止対策に関する住民への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマに関する普及啓発 ・家庭ゴミの管理 ・市街地周辺の刈払い ・放棄果樹の伐採 ・家庭菜園への電気柵の設置 	<p>2 被害発生時に備えた住民からの連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の整備 ・通報時の聞き取り内容の事前周知 	<p>3 被害発生時に備えた関係機関との体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の整備 ・協力が必要な場合の依頼事項の事前周知
---	--	--

【出沒確認時の対策】



【捕獲対応】

- ・鳥獣捕獲許可の取得
- ・農耕地の被害状況の確認
- ・ヒグマの痕跡調査
- ・捕獲手法の選択

【再出沒対策】

- ・移動経路の確認
- ・移動経路の刈払い
- ・誘因物の有無の確認
- ・電気柵の点検、増設

《参考》

○警察官職務執行法

ヒグマの有害捕獲は鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可で行われますが、住宅集合地や夜間は同法第38条で銃猟が禁止されていることから適切な対応が取れない場合があります。こうした場合、警察官がハンターに銃を使用して駆除を命令することが可能とされています。

(平成24年4月12日付け警察庁丁保発第43号、警察庁総発第209号「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」)

【注意点】

- ・発砲は、その場にいる警察官が「命令」しない限り行えません。
(警察官に依頼されて出動したから、警察官が立ち会っていたから、というだけでは適用されません。)
- ・この制度の適用については警察において厳格が運用されています。単純に、鳥獣保護管理法の捕獲許可で対応できないから、という理由では適用されません。
(警職法が適用されるだろうとの思い込みで行動しないでください。)
適用される場合とは、ヒグマが人を襲おうとしており、「今まさに対応しなければ人命に関わる」ような事態と想定されています。

【警察との連携】

住宅集合地など鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可で対応できない事案はいつ起きるか分からないため、事態が発生した場合を想定し、警察と事前に打合せを行い備えておくことが重要です。

○麻酔による捕獲

ヒグマが住宅地に現れた場合など、発砲は危険なことから鳥獣保護管理法で銃器による対応が禁止されている場合に、麻酔で眠らせて捕獲して移動させることを要請される場合があります。しかし、これは現実的な方法ではありません。

先ず認識しておくべきことは、麻酔は打って直ぐに効くわけではないため、打たれた刺激などでヒグマが暴れて、かえって危険を招く可能性があることです。

また、麻酔は効果が現れるまで時間がかかるだけでなく、明瞭に効果が現れ無い場合には追加投与をします。その結果、過剰投与となりヒグマを死亡させる可能性もあります。

さらに、麻酔を扱うには薬剤により獣医師の中でも麻薬研究者免許の資格を有する者しか扱えない薬剤があります。よって、そもそも対応できる者を急に確保できることは稀です。

○住宅地や夜間の出沒への対応

ヒグマが住宅集合地や夜間に出沒した場合など、鳥獣保護管理法第38条で猟銃の使用が禁止されている場面での捕獲に向けた対応について、考えられるのは以下のとおり。

対応方法	概要	条件	メリット	デメリット
捕獲許可による殺処分	銃器による対応 出沒現場で射殺	法第38条により、不可		
	箱わなによる対応 捕獲後、発砲に支障のない場所まで移動させ、射殺	餌による誘引で危険性が増すこと、設置して直ちに捕獲できるわけではなく、捕獲できるかも不確実であるため、不可		
麻酔による捕獲	麻酔により不動化し、発砲に支障のない場所まで移動させ、射殺	薬が効くまでに暴れ出してかえって危険を誘発する可能性があるため、衰弱している場合の除き不可		
		危険猟法の許可 有資格者の確保 ※薬剤による		薬剤の有効性 ※効くまでに暴れる可能性 有資格者の確保 ※薬剤による 危険猟法の許可申請 道路での麻酔薬の使用不可 麻酔後の運搬手段の確保
警察官職務執行法による殺処分	警察官がインターに射殺を命令	生命への差し迫った危険	早急な対応	(厳格な適用条件)

○公道を含む捕獲許可

公道、社寺境内及び墓地など、生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な地域では鳥獣の捕獲はできないが（鳥獣保護管理法第11条）、許可捕獲においては捕獲区域に含めることが可能となっている（施行規則第7条第7項）。

ただし、公道においては道路交通法第76条第4項第4号において「金属片の発射」は禁止されている。このため、公道での発砲が考えられる時には事前に警察との調整が必要。

銃器による捕獲許可において、公道が含まれた許可を取っていただければそれだけで捕獲に当たれるわけではないことに注意が必要。

3 森林地帯での対策

【出没発生前】

<p>1 被害未然防止対策に関する森林作業員、登山者等への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマに関する普及啓発 ・ゴミの管理 ・熊鈴の携帯 など 	<p>2 被害発生時に備えた住民からの連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の整備 ・通報時の聞き取り内容の事前周知 	<p>3 被害発生時に備えた関係機関との体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の整備 ・協力が必要な場合の依頼事項の事前周知
---	--	--

【出没確認時の対策】



4 先進的な取組事例

ヒグマ出没時に、速やかに適切な対応を行うためには、それぞれの市町村や地域で、対応の考え方や手順を整理したマニュアルを作成し、またそれが関係者間で共有・活用されることが必要です。

それぞれの各市町村で地域の状況を踏まえた対応マニュアル等が作成されていますが、先進的な取組事例として、幌加内町が人身事故の教訓も踏まえて作成したものを紹介しますので、参考にしてください。

<幌加内町ヒグマ出没時の対応方針>

- ・情報共有する関係機関、情報周知先を明記
- ・有害性の段階に応じた対策（有害性や緊急性の高い場合は対策本部を設置）
- ・日直職員が誰であれ正確な情報を把握できる「出没事情聞き取りシート」を作成

- ・ 出没情報を速やかに収集発信する web アプリケーションの導入
- ・ ヒグマの生息地で野外レクリエーションを安全に行うための「朱鞠内湖ルール」を作成

(対応方針・聞き取りシート)

[https://www.town.horokanai.hokkaido.jp/wp-](https://www.town.horokanai.hokkaido.jp/wp-content/uploads/2023/07/933fc3738b5b72808a12289fc29b5f4e.pdf)

[content/uploads/2023/07/933fc3738b5b72808a12289fc29b5f4e.pdf](https://www.town.horokanai.hokkaido.jp/wp-content/uploads/2023/07/933fc3738b5b72808a12289fc29b5f4e.pdf)

(聞き取りシート)

幌加内町ヒグマ出没時情報聞き取りシート

記入日	時刻	受付者	
項目	種	種	項目
日時等	年 月 日 ()	時刻:	天候:
① 目撃・遭遇	●ヒグマ実体※別添参考用参照		◎痕跡(足跡・糞)
	① 目撃・遭遇	② 痕跡(足跡・糞)	③ その他
目撃者の状況	□農作業 □山林作業 □運転 □調査・測量 □工事中 □山探検 □登山・ハイキング		
	□釣り □その他(具体的に)		
② 場所	●市街地・集落・人家付近	◎農耕地(農道・農地)	◎森林地帯
場所の詳細			
③ ヒグマの行動形態	□直ぐに去った □人を威嚇・攻撃した □人につきまとい離れない □食べ物をねだる □農畜産物に被害		
	□生ゴミや農産物に餌付く □人家・通学路の近くに出没 □人の集まる場所の近くに出没		
④ 目撃状況の詳細	①【目撃時の人数】	()人	何人の人が目撃したか確認
	②【目撃時のヒグマとの距離】	□ 50m未満(約 m) □ 50m以上(約 m)	目撃者がヒグマとの距離を確認
	③【目撃者のヒグマ遭遇対策】	□ 何もしていない □ 音を鳴らしていた(鳴り物の種類:)	ヒグマの遭遇状況を確認 ④【目撃者の状況で異なる】
	④【目撃時のヒグマのようす】	□ じっとしていた □ 歩いていた □ 走っていた □ 立ち上っていた	ヒグマの行動を確認
	⑤【ヒグマは目撃者に気づいていたか】	□ 気づいていた □ 気づいていなかった □ わからない	ヒグマの目撃者の状況を確認
	⑥【目撃後のヒグマの反応】	□ 行動を続けた □ 静止した □ 木に登った □ 立ち上がった	ヒグマの行動や反応を確認
	⑦【付近に人がいるか】	□ いる()人 □ いない	目撃者以外に人がいるのかを確認
	⑧【その他】具体的に		
目撃・発見者			
連絡先			
士別警察署(担当官)			
通報日時	年 月 日 ()	時 分	
パトロール要請	有	無	パトロールが必要と判断した場合要請 警署に①②③④⑤⑥⑦⑧ヒグマの行動で判断し要請
通報者(役職)			
職員集合要請	有	無	現場に職員を呼ぶ 通報者番号を伝える
現地確認	有	無	現場にヒグマの糞やヒグマの足跡を確認
誘引要因	誘引物:		
ヒグマの問題行動	□直ぐに去った □人を威嚇・攻撃した □人につきまとい離れない □食べ物をねだる □農畜産物に被害		
	□生ゴミや農産物に餌付く □人家・通学路の近くに出没 □人の集まる場所の近くに出没		
有害個体判断	段階0	段階1	段階2
パトロール要請	鳥獣被害対策推進隊への出動要請		
周辺住民	有		
自治区長			
目撃情報の登録			
看板設置対応			
関係機関への情報	鳥獣被害対策推進隊・北大雨粒研究科・森林管理署・JA・観光協会		
関係機関への情報	北海道上川総合振興局保護環境部環境生活課		
その他			

※緊急時の場合は、聞き取りシート記載が途中でなくても、士別警察署へFAX等(22-1804)により、情報を共有しパトロール要請の情報として活用する。

(朱鞠内湖ルール)

<https://www.shumarinai.jp/blog/3983/>